

最高裁秘書第2300号

令和3年7月21日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



苦情の申出に係る対応について（通知）

下記1の苦情の申出について、当庁がした司法行政文書の一部不開示の判断は、
下記2の答申を受けたことを踏まえ、下記3のとおり一部是正すべきと判断しました
ので、通知します。

なお、是正後の開示の実施に関する事項は、別途通知します。

記

1 苦情の申出の内容

(1) 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

ハタラク時報（最新版）

(2) 苦情の申出がされた日

令和2年11月17日付け（同月18日受付）

2 答申番号

令和3年度（最情）答申第4号

3 判断及びその理由

原判断において不開示とした部分のうち別紙記載の各部分を除く部分は、行政
機関情報公開法第5条第1号に規定する不開示情報に相当するから、同部分を不
開示とした原判断は相当である。

原判断において不開示とした部分のうち別紙記載の各部分については、これを

公にしても個人の権利利益が害されるおそれがないと認められることから、開示することとした。

担当課 秘書課（文書室） 電話 03（3264）5652（直通）

別紙

1 1丁目中の次の部分

(1) 本文欄外上部の下から1行目1文字目から15文字目まで

(2) 本文左段の次の部分

ア 1行目1文字目から2行目6文字目まで

イ 5行目12文字目から10行目14文字目まで

ウ 14行目1文字目から17行目9文字目まで

エ 19行目1文字目から23行目15文字目まで

(3) 本文右段の次の部分

ア 17行目1文字目から18行目2文字目まで

イ 24行目1文字目から26行目18文字目まで

(4) 本文欄外下部の次の部分

ア 1行目3文字目から27文字目まで

イ 2行目1文字目から9文字目まで

ウ 2行目18文字目から3行目14文字目まで

エ 3行目23文字目から5行目5文字目まで

オ 5行目14文字目から6行目41文字目まで

2 2丁目中の次の部分

(1) 本文欄外上部の下から1行目1文字目から10文字目まで

(2) 本文左段の次の部分

ア 1行目1文字目から2行目9文字目まで

イ 3行目12文字目から4行目7文字目まで

ウ 4行目16文字目から6行目15文字目まで

エ 8行目3文字目から16文字目まで

オ 9行目4文字目から15行目17文字目まで

(3) 本文右段の次の部分

1行目1文字目から4行目12文字目まで